別表三の二付表一の表を次のように改める。

別表三の二付表一　記載要領

1	この表は、法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に記載すること。
2	「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額（別表三の二付表三「21」の合計額）⑱」の欄の記載に当たつては、別表三の二付表三「21」の欄に内書きした金額がある場合には、当該金額を「別表三の二付表三「21」」の金額から控除した金額の合計額を記載すること。